

揭示用

飯山農業振興地域整備計画の変更及び計画書の縦覧について

飯山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により縦覧に供します。

令和8年2月25日

飯山市長 江沢 岸生

1 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

飯山市役所経済部農業政策課（所在地 飯山市大字飯山 1110 番地 1 号）